



》ダメ！絶対！不法投棄

不法投棄の未然防止にご協力ください

指定された場所以外に廃棄物を捨てることは法律で禁止されており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。津市での不法投棄件数は近年減少傾向にあるものの、まだまだ多くの不法投棄が確認されています。巡回・監視パトロールや不法投棄禁止看板の自治会への配布などを通して不法投棄の未然防止に努めていますが、皆さんの協力が不可欠です。発見したらすぐに通報にご協力をお願いします。



不法投棄禁止看板

ごみの不法投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)は環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258
津警察署 ☎213-0110
津南警察署 ☎254-0110



不法投棄されにくい環境づくりをしましょう

農道や山林の道路脇、河川敷、公園など、人目につかない場所への家電製品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみの不法投棄が後を絶ちません。津市では不法投棄者が判明した場合、投棄者自身で処理するよう指導していますが、不法投棄した人が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任で処理をしなければならないため、不法投棄されにくい環境づくりをしていく必要があります。土地の所有者(管理者)は以下のような方法で自己防衛をしましょう。

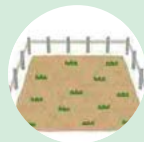
適正な管理で不法投棄を防止！



定期的^{せんでい}に草刈り・剪定などを行い、見通しのよいきれいな状態を維持する。



定期的に見回りを行う。



周囲や入り口にロープを張ったり、柵を作ったりするなどして車が入れないようにする。



不法投棄された家電四品目



不法投棄された廃棄物